

山口県報

平成19年
3月30日
(金曜日)

目 次

人委規則
 職員に関する規則の一部を改正する規則……………
 公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則……………
 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則……………
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………
 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………
 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………



職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表の五中9を削り、10を9とし、11から13までを10から12までとし、14から16までを削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項」に改める。
第二条に次の一項を加える。

2 条例第二条第一項第二号の人事委員会規則で定める団体は、財団法人建築行政情報センターとする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一 県史編さん室次長
- 二 美術館副館長
- 三 環境保健センター次長
- 四 産業技術センター次長
- 五 農林総合技術センター次長
- 六 水産研究センター次長

- 七 博物館副館長
- 八 文書館副館長

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を「山口県人事委員会規則第四号」として公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の「医療職給料表（別標準職務表一級の項中「診療エックス線技師」を冠し、「作業療法士又は病理細菌技師」を「又は作業療法士」、「歯科技工士又は物理療法士」を「又は歯科技工士」に改め、同表三級の項中「盲学校、養学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、「3 特に高度の知識経験が必要と認められる病理細菌技士の職務」を冠す。

別表第一の「教育職給料表（別標準職務表一級の項中「盲学校、養学校又は養護学校（以下「特殊学校」という。）」を「又は特別支援学校」に改め、同表二級の項及び三級の項中「特殊学校」を「特別支援学校」に改め、同表四級の項を次のように改め。

1	高等学校の校長の職務
2	中等教育学校の校長の職務
3	特別支援学校の校長の職務
4	養成学校の校長の職務
5	教育研究修所の相当困難な業務を処理する部長の職務
6	教育研究修所の相当困難な業務を処理する部長の職務

別表第二の「行政職給料表（別標準職務表一級中「診療放射線技師及び診療エックス線技師」を「及び診療放射線技師」に改め。

別表第二の「医療職給料表（別標準職務表一級中「診療エックス線技師の項を冠し、「作業療法士」、「作業療法士」を「又は作業療法士」に改め、「歯科技工士及び物理療法士」を「及び歯科技工士」に改め。

別表第三の「短大卒の項第二号（3）及び3 高校卒の項第一号（1）中「盲学校、養学校

又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同項第二号（1）及び同表4 中学校の項（1）中「盲学校、養学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

1 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」には、それぞれ保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護師学校及び准看護師養成所を含むものとする。

2 この表の「特別支援学校」には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法による盲学校、養学校及び養護学校を含むものとする。

別表第六の「行政職給料表初任給基準表中

1級25号給	1級29号給
1級15号給	1級19号給
1級5号給	1級9号給
別に定める	別に定める
1級25号給	1級29号給
1級9号給	1級13号給
1級5号給	1級9号給
1級1号給	1級5号給

を「1級37号給」を改め、同表の備考1中「1級37号給」を改め、

「1級41号給」に改め、同備考2中「診療放射線技師及び診療エックス線技師」を「及び診療放射線技師」に改め。

別表第六の「公安職給料表初任給基準表中「1級3号給」を「1級7号給」に改め。

別表第六の「海事職給料表初任給基準表中

2級1号給	2級5号給
1級11号給	1級15号給
1級1号給	1級5号給

を
に改める。

別表第六の二 研究職給料表初任給基準表中

1級25号給	1級29号給
1級15号給	1級19号給
1級5号給	1級9号給

を
に改め、同表の備考中「1級37号給」を

「1級41号給」に改める。

別表第六の水 医療職給料表〔初任給基準表中

1級25号給	1級29号給
1級1号給	1級5号給

を
に改める。

別表第六のイ 医療職給料表〔初任給基準表中

2級1号給	2級5号給
2級1号給	2級5号給
1級11号給	1級15号給
1級17号給	1級21号給

を
に改め、

診療工ツク
又線技師
短大卒
1級11号給
を短大卒

1級17号給	1級21号給
2級1号給	2級5号給
1級11号給	1級15号給
1級17号給	1級21号給
1級17号給	1級21号給

を
に改める。

1級11号給	1級15号給
1級7号給	1級11号給
1級11号給	1級15号給
1級1号給	1級5号給
1級17号給	1級21号給
1級11号給	1級15号給
1級1号給	1級5号給

別表第六のイ 医療職給料表〔初任給基準表中

2級7号給	2級11号給
2級1号給	2級5号給
1級1号給	1級5号給

を
に改め、同表の備考3中「2級15号給」を「2

級19号給」に、「2級9号給」を「2級13号給」に改める。

別表第六のキ 教育職給料表〔初任給基準表中

2級29号給	2級33号給
2級13号給	2級17号給
2級1号給	2級5号給
1級11号給	1級15号給
1級21号給	1級25号給
1級11号給	1級15号給
1級1号給	1級5号給

を
に改める。

別表第六のロ 教育職給料表〔初任給基準表中

2級41号給	2級45号給
2級25号給	2級29号給
2級13号給	2級17号給

2級3号診	を	2級7号診	に改める。
1級21号診		1級25号診	
1級11号診		1級15号診	
1級1号診		1級5号診	

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「環境保健研究センター」を「美術館、環境保健センター」に、「農業試験場」を「農林総合技術センター」に改め、「畜産試験場、林業指導センター」及び「美術館」を削る。

第五条第三号中「診療エックス線技師」及び「病理細菌技師」を削り、「歯科技士又は物療技士」を「又は歯科技士」に改める。

第七条第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同条第三項第一号中「勤務する」の下に「校長、」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

平成十九年三月三十日印刷
平成十九年三月三十日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一保健所の項中「衛生検査技師及び病理細菌技士」を「及び衛生検査技師」に改め、同表環境保健研究センターの項中「環境保健研究センター」を「環境保健センター」に、「衛生検査技師及び病理細菌技士」を「及び衛生検査技師」に改め、同表総合医療センターの項中「診療エックス線技師」及び「病理細菌技士」を削り、同表こころの医療センターの項中「及び看護助手」を削り、同表育成学校の項中

副校長
三（児童と起居をともにする者にあつては四）を

副校長
二（児童と起居をともにする者にあつては三）に改め、同表身体障害

者福祉センターの項を次のように改める。

身体障害者福祉センター	理学療法士及び作業療法士	二
	保健師	一

別表第一職業能力開発校の項の次に次のように加える。

農林総合技術センター	獣医師（育成業務課に勤務する者に限る。）	一
------------	----------------------	---

別表第一畜産試験場の項を削り、同表盲学校、聾学校及び養護学校の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表小学校及び中学校の項中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改め、同表の備考中2を削り、3を2とし、同備考4中「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同備考中4を3とし、5を4とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。